



自家発入門 7

電気事業法による自家発電設備の保安規制(その5)

6月号から、事業用電気工作物の適用を受ける自家発電設備を設置する場合、設置者に対して義務付けている主任技術者の選任について、お伝えしています。

- (1) 主任技術者免状の交付を受けている者から選任(届出) ※6月号参照
 - (2) 主任技術者免状の交付を受けていないものを経済産業大臣の許可を受けて選任(選任許可)
 - (3) 他の事業場に主任技術者として選任されている者を選任(兼任承認)
 - (4) 主任技術者を外部に委託(外部委託承認)
- 7月号では、上記のうち、(2)～(4)について、紹介します。

<(2) 選任許可について>

Q1 電気主任技術者の免状を持っていない者を主任技術者に選任できるようですが、どのような制度なのでしょう。

A1 電気主任技術者免状の交付を受けていない者を選任する場合は、経済産業大臣又は所轄産業保安監督部長の許可を受けて選任することができます。

この場合は、事業場又は設備や、選任する者に次の要件があります。

(1) 事業場又は設備

- ① 出力500kW未満の発電所
- ② 最大電力500kW未満の需要設備
- ③ 非自航船用電気設備(非自航船に設置される電気工作物の総合体をいう。)であって出力1,000kW未満の発電所
- ④ 非自航船用電気設備であって出力1,000kW未満の需要設備

(2) 選任する者

許可の対象となる者の学歴、資格、実務経験が定められています。

- ① 高等学校又は同等以上の教育施設で所定の科目を修めて卒業した者
- ② 第1種電気工事士
- ③ 第1種電気工事士試験に合格した者
- ④ 高圧電気工事技術者の検定に合格した者
- ⑤ 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者
- ⑥ 最大電力100kW未満(非自航船用電気設備は最大電力300kW未満)の需要設備又は電圧600V以下の配電線路を管理する事業場のみを直接統括する事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者
- ⑦ 第2種電気工事士

① 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学科以外の工学に関する学科において、一般電気工学に関する科目を修めて卒業した者

⑦ ①～⑤に掲げる者、⑥の㉠若しくは①と同等以上の知識及び技能を有する者。

<(2) 選任許可について>

Q2

電気主任技術者の免状の交付を受けていない者で、許可を受けて選任した者が転勤した場合は、転勤先の事業場又は設備の主任技術者として選任できますか。

A2

許可を受けて選任した者は、当該事業場又は設備に限って認められたものですから、転勤先の事業場又は設備で主任技術者として選任する場合は、改めて経済産業大臣又は所轄産業保安監督部長の許可を受ける必要があります。

<(3) 兼任承認について>

Q3

ある事業場で選任している電気主任技術者を、他の事業場でも選任する場合についての要件を教えてください。

A3

電気事業法令では、主任技術者に2以上の事業場の主任技術者を兼ねさせることは原則として認められていませんが、主任技術者の兼任が保安上支障ないと経済産業大臣が認めた場合に限り、兼任することができると規定しています。

この場合は、事業場又は設備や、選任する者などに次の要件があります。

① 最大電力2,000kW未満（太陽電池発電所は5,000kW未満）

② 兼任できる事業場数は6カ所以内。（常時勤務する事業場を含む）

③ 電圧7,000V以下で連系等をするものであること。

④ 兼任の対象となる事業場は

イ 同一会社の事業場

ロ 親会社又は子会社の事業場

ハ 兄弟会社（親会社が同じ）の事業場

ニ 一定の要件を満たす同一敷地内にある事業場

⑤ 兼任させようとする者が、電気主任技術者免状の交付を受けていること。

⑥ 兼任させようとする事業場又は設備は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できることにあること。

⑦ 点検は、規則第53条第2項第5号（告示第249号）の点検頻度に準じて行うこと。

⑧ 電気主任技術者に連絡する責任者が選任されていること。

<(4) 外部委託承認について>

Q4

その他には、どのような選任方法がありますか。

A4

電気主任技術者を選任せず、外部に委託する方法もあります。

この外部に委託するという方法は、小規模の自家用電気工作物設置者に有資格者の主任技術者を選任させることは、施設の規模、内容及び企業の運営等の点から困難を伴うことなど、むしろ保安業務を的確に遂行するためには、社会的に信頼のおける組織等に保安業務を委託して実施させることが実情に沿い、かつ合理的であると判断されたものです。

外部委託先は、定められた要件に該当する個人事業者（電気管理技術者）及び法人（電気保安法人）となります。

自家用電気工作物であって、表1に掲げる事業場の場合は、電気管理技術者及び電気保安法人との間に、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（保安管理業務）を委託する契約（委託契約）が締結され、保安上支障がないものとして、経済産業大臣又は所轄産業保安監督部長の承認を受けた場合は、設置者は電気主任技術者を選任せず、外部委託することができます。

主な承認条件は次のとおりです。

- ① 委託契約書を締結すること。
- ② 委託契約書に明記された電気管理技術者等が保安管理業務を実施すること。
- ③ 告示で示された頻度で点検すること。
(表2に発電所の点検頻度を示す。)

④ 事業場には、2時間以内に到着すること。

⑤ 連絡責任者を選任すること。

表1 外部委託の対象となる設備等と規模

発電設備等	規 模
太陽電池発電所	出力5,000kW未満、 7,000V以下で連携するもの
風力発電所 水力発電所 火力発電所	出力2,000kW未満、 7,000V以下で連携するもの
燃料電池発電所	出力1,000kW未満、 7,000V以下で連携するもの
需要設備	受電電圧7,000V以下のもの

表2 外部委託における発電所の点検頻度

該当する火力発電所	点検頻度
① 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所 (②、③に掲げるものを除く。)	毎月1回以上
② 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所のうち、内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が一の筐体に収められている設備であって、当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者との契約により保守が実施されるもの。	3ヶ月に1回以上
③ ②に該当するガスタービンを原動力とする火力発電所であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。 イ 平成27年経済産業省告示第99号第4条各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの ロ ガスタービンの軸受の潤滑剤として空気を使用するもの	6ヶ月に1回以上